

令和2年度統計法施行状況に関する
審議結果報告書
(第Ⅲ期基本計画関連分)
(案)

令和3年9月29日
総務省統計委員会

はじめに

統計委員会では、毎年度、統計法（平成19年法律第53号）第55条第2項の規定により、総務大臣が取りまとめた統計法の施行状況について報告を受けており、同条第3項の規定に基づく意見を総務大臣又は関係行政機関の長に対して述べる要否を含め、審議を行っている。

この審議は、専ら、統計法第4条の規定に基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）において検討・実施が求められた事項を対象にしており、これら事項の着実な推進を図る上からも重要な役割を担っている。

これまで基本計画は、第Ⅰ期が平成21年3月13日に、第Ⅱ期が平成26年3月25日に閣議決定され、統計行政全般に関するマスタープランとして機能してきた。現行の第Ⅲ期基本計画は、平成30年3月6日に閣議決定されたものであり¹、統計委員会の機能強化などを内容とする統計法の改正（平成30年法律第34号）ともあいまって、公的統計の整備は、新たな局面を迎えている。

このような中、本年度の統計法施行状況に関する審議は、令和2年度に各府省が行った取組のうち、統計委員会において、その詳細な確認が必要とされた事項について、関係府省の取組を評価するものであり、本報告書は、統計委員会企画部会における審議結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の構成は、これまでと同様、「本編」と「資料編」からなっている。このうち、「本編」では、企画部会における審議結果等を概括しており、「資料編」では、企画部会で使用された資料等で構成している。

¹ 第Ⅲ期基本計画については、平成31年1月に明らかとなった統計の不適切事案を受け、統計委員会の再発防止策（令和元年9月）や統計改革推進会議の総合的対策（令和元年12月）を具体化し、新たな取組を確実に実施するため、一部変更が行われている（令和2年6月2日閣議決定）。

目次

【本編】

I 審議経過等

1 審議の枠組み	5
2 審議の対象（本報告書の対象）	5
3 審議の進め方	5
4 審議経過	5

II 第Ⅲ期基本計画への取組状況に関する審議結果

1 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	9
（1）取組状況	9
（2）取組状況に対する評価、今後の方向性等	9
2 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用	10
（1）取組状況	10
（2）取組状況に対する評価、今後の方向性等	11
3 地方公共団体との連携・支援	12
（1）取組状況	12
（2）取組状況に対する評価、今後の方向性等	12

【資料編】

(資料1) 令和2年度統計法施行状況に関する審議の進め方について (令和3年7月30日企画部会決定)	15
(資料2) 令和2年度施行状況報告の審議対象事項(案) (令和3年7月30日企画部会資料)	17
(資料3) グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進 (令和3年8月27日企画部会資料)	18
(資料4) 行政記録情報等及び民間企業が保有するビッグデータ等の活用 (令和3年8月27日企画部会資料)	23
(資料5) 地方公共団体との連携・支援 (令和3年8月27日企画部会資料)	33

【参考URL】

- (1) 令和2年度(2020年度) 統計法施行状況報告(令和3年7月30日総務省)
<https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm>
- (2) 企画部会の審議状況(第16回～第18回)
<https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/kikaku/kaigi.html>

【本 編】

I 審議經過等

1 審議の枠組み

総務大臣は、統計法第55条第1項の規定に基づき、統計法の施行状況について各府省に報告を求め、同条第2項の規定に基づき、毎年度その報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告することとされている。そして、この報告を受けた統計委員会は、同条第3項の規定に基づき、関係大臣に意見を述べるができることとされている。

2 審議の対象（本報告書の対象）

本報告書は、第Ⅲ期基本計画に記載された事項に係る令和2年度の各府省の取組状況について、総務大臣からの報告（令和2年度の統計法施行状況報告）を受けて令和3年度に企画部会で審議した事項について結果をとりまとめたものである。

3 審議の進め方

（1）審議方法

審議は、企画部会において、関係府省からの提出資料やヒアリング等を通じ、取組状況や今後の見通し等を確認するという方法で実施し、結果を報告書として取りまとめることとした。

（2）審議事項の選定の考え方

令和2年度の統計法施行状況報告は、新型コロナウイルス感染症の影響により、7月に報告を受けることとなった。一方で、関係府省における取組の更なる推進を促すため、早急に本審議を行う必要もあった。このため、審議事項については、次の3点に含まれる事項を中心に選定することとし、委員から意見を聴取した後、部会の協議を経て決定することとした。

- ① 実施時期が令和2年度内とされている事項（11件）
- ② 実施時期が令和2年（年度）からとされている事項（23件）
- ③ 実施時期が令和3年調査の企画時期までとされている事項（4件）

4 審議経過

上記「3」の審議の進め方に沿って、企画部会で審議を行った。

審議経過は、以下のとおりである。

令和3年

- | | |
|-------|--|
| 7月30日 | 第166回統計委員会において、総務大臣が統計委員会に対し、「令和2年度統計法施行状況報告」を提出 |
| 7月30日 | 第16回企画部会において、審議の進め方（「令和2年度統計法施行状況に関する審議の進め方について」（令和3年7月30日企画部会決定）（資料1参照））を決定 |

各府省からの報告に関して改めて確認する必要があるものとして、以下3件の審議事項を決定

- ・グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進
- ・行政記録情報等及び民間企業が保有するビッグデータ等の活用
- ・地方公共団体との連携・支援

8月27日 第17回企画部会において、審議事項について各府省ヒアリングを実施

9月29日 第18回企画部会において、「令和2年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）（案）」を提示し、審議の上、決定、公表

Ⅱ 第Ⅲ期基本計画への取組状況に 関する審議結果

1 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進

グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進のうち、SDGグローバル指標について、第Ⅲ期基本計画では、内閣官房及び総務省が、統計委員会や各府省との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組むとともに、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を、平成30年度（2018年度）から（一部の事項は令和2年度（2020年度）から）実施することとされている。

（1）取組状況

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。）とは、2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むため、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されている。

また、SDGsの進捗状況を測るため、247（重複を除くと231）のグローバル指標が設定されている。我が国では、2019年8月に125指標を初めて公表して以来、2020年3月に2指標、2021年4月に11指標、2021年7月に7指標をそれぞれ追加公表し、現在、145指標（重複除くと137指標）が外務省ホームページで公表済みとなっている。

さらに、SDGsには、地球観測を含む幅広いデータの活用を追求するために、官民連携の拡大を促進する旨の記述がある。我が国においても、指標15.4.2（山地グリーンカバー指数）について、宇宙航空研究開発機構（JAXA）が衛星画像を用いたデータの算出を実施し、「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」の下に設置した「観測データ利活用検証WG」で、国連食糧農業機関（FAO）試算値との突合による精度検証を、研究者や関係府省の協力を得て実施した。

その結果、「湿地」を植生として定義し直すことで、両者ともほぼ同様の結果が得られたこと、FAOの試算値のうち、過大となっているものがあること等が明らかとなった。なお、検証レポート等は、総務省及び外務省ホームページで公表されている。

現在、SDGグローバル指標のうち、指標11.3.1（人口増加率と土地利用率の比率）について、検証に取り組んでいる。

（2）取組状況に対する評価、今後の方向性等

SDGグローバル指標の整備については、国際的に非常に重要な取組であって、公表指標の数が2019年の125指標から2021年9月現在で145指標に増えるなど整備が順調に進められ、また、新しい情報源の利用にも取り組んでいることは高く評価できる。こうした取組を今後とも継続しつつ、客観的な評価や政策への反映のための体制を充実させ、代替指標の活用可能性等を検討するとともに、さらに分かりやすく説明する工夫が求められる。

2 行政記録情報等及び民間企業が保有するビッグデータ等の活用

行政記録情報等及び民間企業が保有するビッグデータ等の活用について、第Ⅲ期基本計画では、①行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の充実と府省間の情報共有の実施、②ビッグデータ等の利活用上の各種課題の解決や優良事例等を積み上げて公表するための産官学連携による会議の開催等について、平成30年度（2018年度）から実施することとされている。

（1）取組状況

① 行政記録情報等の統計作成への活用状況について

総務省政策統括官（統計制度担当）では、各府省等の協力を得て、行政記録情報等を用いて経常的に作成されている統計（以下「業務統計」という。）や、統計調査における行政記録情報等の活用状況の実態を取りまとめており、その結果は、総務省ホームページにて公表している。

このうち、業務統計については、各府省から398統計が報告されており、母集団情報の整備や調査事項の代替、欠測値補完や審査等に行政記録情報等が活用されている統計調査については、各府省から102統計調査が報告されている。

② ビッグデータ等の活用に係る検討状況

総務省政策統括官（統計制度担当）室では、「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」を、これまで13回開催している。

同連携会議では、公的統計へのビッグデータの更なる活用に向けて、ビッグデータの活用方法やメリット、課題や今後対応していく方向性など、関係者において共有することが有用である内容を、以下のとおり整理している。

ア ビッグデータ活用のメリット

- ・ 既存統計の補完（速報性、詳細化、カバレッジ拡大、新指標作成）
- ・ 報告者負担の軽減

イ ビッグデータ活用における課題と今後の解決の方向性

- ・ ビッグデータが有する偏り等への対応：データの特性把握と精度・偏りの検証、チェックリストの整備
- ・ 安定的・継続的な民間データの提供：標準的な規約のひな形の整備、官民でのWin-Winな関係の構築、データ提供の中断に対するリスクへの対応
- ・ 人材育成と体制整備：組織的な人材育成とノウハウ継承、特に行政職員の民間への出向を含む民間との人材交流
- ・ システム・技術の整備：プロセス全体を見据えたトータルなシステムの構築
- ・ その他：データの流通環境の整備、個人情報の取扱いに関する社会的なコンセンサスの確立

また、総務省政策統括官（統計制度担当）室では、ビッグデータの活用に係る取組として、①流動人口データを活用した統計調査の補完可能性の検討、②労働ビッグデータの統計的利活用に関する研究、③地球観測衛星データを活用したSDG指標に関する検

証、④ビッグデータ等を活用した統計作成の推進に向けた調査研究といった取組を実施している。

(2) 取組状況に対する評価、今後の方向性等

行政記録情報等やビッグデータ等の活用は、公的統計の精度向上に資するとともに、報告者の負担を軽減する観点から、今後とも推進していく必要がある。

これまでの取組は、行政記録情報等やビッグデータ等の活用を推進する上で先行的な取組であり、評価できるものとする。

一方で、行政記録情報等については、情報保護の観点や手続面の煩雑さなどに課題があり、また、ビッグデータについてはどの程度の補完性があるのか、個人情報などの取扱いをどうするか、データに関連する情報の公開が不十分ではないか、などの課題もある。

行政記録情報等やビッグデータ等の活用は、次期基本計画の策定に向けた審議の中でも大きなテーマの一つとなる。引き続き、総務省等において、行政記録情報等やビッグデータ等の活用に向けた積極的な検討を集中的に進め、時代のニーズに応じた統計作成を進める必要がある。

3 地方公共団体との連携・支援

第Ⅲ期基本計画では、総務省及び関係府省は、地方公共団体との連携・支援として、優れた分析事例や推計技術等の情報共有や人事交流といった取組を、平成30年度（2018年度）から（一部の事項は令和2年度（2020年度）から）実施することとされている。

（1）取組状況

ア 各種会議の開催等

各府省は、都道府県等統計主管課（部）長会議や、各統計調査における全国会議や事務打合せ会、調査事務の説明を行う会合を開催する等、地方公共団体との連携を深めるため、各種会議等を定期的に開催している。

イ 共同研究の実施

総務省統計局統計データ利活用センターを中心として、都道府県や市区町村の政策立案に統計データの利活用を促すための取組を推進しており、その取組のひとつとして共同研究を実施している。

ウ 国・地方間の人事交流の実施

各府省は、地方公共団体から統計部門への人材の受け入れ、地方公共団体への職員の派遣等を行っている。

エ 技術的な支援や情報提供等

各府省は、担当者に対する支援として、アドバイザーや講師の派遣、統計データ利活用事例集の配布、データベースの利活用に係る指導等を実施している。

また、統計業務に対する相談対応等を受け付けるため、総務省統計研修研究所において統計作成支援センター（統計業務相談総合窓口）を設置し、統計業務に関する相談を幅広く受け付けるとともに、外部を含めた専門人材（講師）を派遣し技術支援を実施している。

オ 研修の実施

総務省において、統計データアナライズセミナー等、地方公共団体の職員を対象とした各種研修を実施している。

（2）取組状況に対する評価、今後の方向性等

今後の公的統計の在り方や課題の解決策、統計の質の向上方策を検討していく上で、地方公共団体との連携の促進や、地方公共団体における統計人材の分析能力の高度化が非常に重要である。

これまで地方公共団体との会合や研修等を通じて地方公共団体との連携・支援を進めていることは評価できる。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、オンラインによる研修に積極的に取り組んでいることは有益である。

引き続き、地方公共団体の要望を把握しながら、連携と支援を進める必要がある。

【資料編】

令和 2 年度統計法施行状況に関する審議の進め方について

令和 3 年 7 月 30 日
企画部会

1 基本的な考え方

- 本審議は、統計委員会が、統計法第 55 条の枠組みの中で、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）に掲げられた事項についての各府省の取組状況などを把握することにより統計法の施行状況について確認を行い、その着実な推進を図るために実施
- 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、7 月に報告を受けたところ。一方、関係府省における取組の更なる推進を促すため、早急に本審議を行う必要があり、令和 2 年度内に取り組むこととされている事項を中心に重要事項を絞り込んで審議を行うことを想定

2 基本計画への取組状況等に関する具体的な審議の進め方について

(1) 全体の流れ

以下のとおり、想定（別添参照）

- 7 月の企画部会で審議の進め方と具体的な審議事項を決定
- 8 月の企画部会で審議
- 9 月の企画部会で審議結果を取りまとめ

(2) 審議事項の選定の考え方（案）

基本計画別表に掲げられた事項の中から次の 3 点を考慮し選定する。

- ① 実施時期が令和 2 年度内とされている事項（11 件）
- ② 実施時期が令和 2 年（年度）からとされている事項（23 件）
- ③ 実施時期が令和 3 年調査の企画時期までとされている事項（4 件）

その他の事項も含め委員から意見を収集の上、部会の協議を経て具体的な審議事項を決定

審議事項の件数については、新型コロナウイルス感染症に係る担当部局の業務の状況やスケジュール等を考慮し、数件程度を想定。

(3) 審議方法

審議は、審議事項に関して関係府省から資料の提出を求めた上で、関係府省に対するヒアリング等を通じ、取組状況や今後の見通し等を精査するという方法で実施し、結果を取りまとめる。

(4) 審議部会

審議は、企画部会で行う。ただし、取り上げる事項によっては、その専門性を踏まえ、より適切な部会において内容を議論し、その結果を踏まえ対応することも可能とする。

令和2年度施行状況報告に関する審議スケジュール（想定）

7月 統計委員会・企画部会

- ・ 総務省から報告
- ・ 企画部会に付託
- ・ 委員意見等を踏まえ選定した審議候補事項を提示
- ・ その場で協議し、審議事項を最終決定



8月 企画部会

- ・ 審議



9月 企画部会

- ・ 審議結果報告書案の提示・決定

令和2年度統計法施行状況報告の審議対象事項（案）

項目No.	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済み等の別	対応案
114	第2章 第3節 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	○ 統計委員会や各府省との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組む。この際、既存の統計調査では算出困難なものもあから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を進める。	内閣官房、総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。新しい情報源の活用可能性の検討については、令和2年度（2020年度）から実施する。	令和2年度（2020年度）3月に国連統計委員会承認されたSDGグローバル指標の包括的見直しによる新たな枠組みに基づき、令和2年度（2020年）12月のSDGs推進本部幹事会において、新たに11指標の作成方法等を決定した。これら11指標を含め、算出値の更新等があった指標のデータは、令和3年度（2021年）4月に日本政府共通のウェブサイトに掲載し、公表予定としている。これにより、全247指標のうち138指標のデータが公表可能となった。また、地球環境や気象等の観測データを活用した統計作成や分析を促進することを目的として、2020年度（令和2年）9月、ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議の目的の連携会議の下に、観測データ利活用検証WGを設置し、衛星データを活用したSDG指標15.4.2に関する検証を実施した。	継続実施	【企画部会に おいて議論】
121	第3章 第1節 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用	○ POSデータ、人流データ、SNSデータなど民間データの活用に関する先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録情報等を含む。）を選定して、各府省の協力により集中的に協議することにより、利活用上の各種課題の解決や、優良事例等を積み上げて公表するための産官学連携による会議を開催し、及び政府内における検討の場を設け、データの保護や取得等の課題について集中的に検討し、各府省と地方公共団体・民間企業等の間に統計的分析や統計作成目的によるデータの相互利活用を推進するとともに、可能性の高いものから、速やかに試行的な活用等を行う。	総務省、各府省	令和4年度（2022年度）末までに一定の結論を得る	平成30年度（2018年）5月に設置した「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」（以下「ビッグデータ連携会議」という。）を3回開催し、同会議におけるこれまでの事例整理を行うとともに、観測衛星データや労働ビッグデータの統計的利活用の事例について、同会議の構成員や府省間で情報共有を行い、意見交換を行った。また、流動人口データの公的統計への活用可能性に関する研究も行った。 「統計改革推進会議」（官房長官・関係閣僚等で構成。平成29年度（2017年）設置）の下での「統計改革調査部会」（各府省等の統計幹事・EBPM統括責任者等で構成。令和元年度（2019年）設置）の下に設置した「統計技術・データソースの多様化等検討会」（令和2年度（2020年）3月設置）を2回開催した。	実施・検討 予定	【企画部会に おいて議論】
122		○ 統計的分析や統計作成目的によるビッグデータ等の利活用を推進するため、各府省におけるビッグデータ等の統計への活用実態を把握するとともに、可能な限り地方公共団体・民間企業等における国の統計データやビッグデータ等の効果的な利用状況の把握に努め、定期的にこれらの情報を各府省に提供することによって各府省による利活用の横展開を促すとともに、上記の会議に報告する。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	各府省におけるビッグデータ等の統計への活用実態を把握するため、平成30年度（2018年）1月から「民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る調査」を実施している。 令和2年度（2020年度）に関しては、1月に各府省からの調査結果をとりまとめ、今後、総務省統計委員会のホームページに掲載予定（資料編 資料6参照）。	継続実施	
125		○ 統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。行政記録情報等の統計作成への活用を推進に当たっては、報告者の同意を得た行政記録情報の転用事例、企業等内の既存データの提供を求め、報告者側の実態や意見も勘案しつつ、各府省への展開を図る。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	毎年実施している「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」により、「報告者の同意を得て行政記録情報等を転用している事例」の項目を設け、行政記録情報等の統計作成への活用の実態を把握している。	継続実施	
182	第4章 統計部局による広範な支援・統保・統計人材の育成等 (1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等 ウ 地方公共団体との連携・支援	○ 統計調査の環境改善に向けて、平成30年度・令和元年度（2018・2019年度）に広報啓発や関係団体等への働きかけの強化、新たな若手調査員の確保など統計調査の環境改善対策を中心に、試行的な調査手法の見直し、高度化等の取組を行う都道府県を対象に支援を行い、その結果や関係府省、地方公共団体の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた統計調査の環境改善のメニューや支援策を策定し、これを活用することによる統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を本格的に実施する。	総務省	令和2年度（2020年度）から実施する。	試行的に調査手法の見直し、高度化等の取組（調査環境の悪化への対応や統計調査員の高齢化に伴う新たな調査員確保など）を行う都道府県に対して統計専門職員の試行的加配による支援を実施（平成30・令和元年度（2018・2019年度）の各年度5県で実施）し、その取組の効果などの検証を実施した。今後は、その結果について都道府県と共有を図る。	継続実施	【企画部会に おいて議論】



総務省

資料3
令和3年8月27日
企画部会資料

グローバル化に対応した 統計整備・国際協力等の推進

令和3年8月27日

総務省政策統括官（統計制度担当）付 国際統計管理官

「令和2年度統計法施行状況報告」（抜粋）

（項目）

第2

3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進

統計委員会や各府省との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組む。この際、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を進める。

（担当府省）

内閣官房、総務省

（実施時期）

平成30年度（2018年度）から実施する。

新しい情報源の活用可能性の検討については、令和2年度（2020年度）から実施する。

持続可能な開発目標（SDGs）とは

- 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals = SDGs）とは、2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されている。
- 「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための目標を定めている。



ロゴ：国連広報センター作成

SDGグローバル指標の概要

- SDGsの進捗状況を測るため、**247（重複を除くと231）のグローバル指標が設定**されている。グローバル指標の作成方法の原案は、主に国際機関が提示し、国連統計委員会及びその下の実務者会合で国際的に議論される。我が国においてはその国際的な議論への対応を総務省が担っている。
- **SDGsのゴールとターゲットの進捗のフォローアップは、各国が自主的に、国主導で行うこととされているが、国際比較可能性の観点から、グローバル指標を踏まえる必要がある。**

各分野の大目標として17のゴールが存在



ゴール3

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

各ターゲットの進捗度を測定するものとして「指標」が存在

各ゴールをより具体的に書き下したものである「ターゲット」が存在

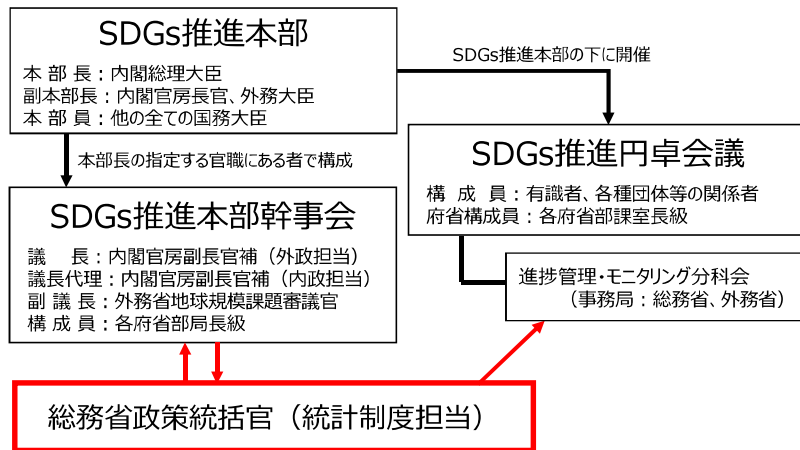
ターゲット	指標
3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品へのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に開発途上国への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。	3.b.1 各国の国家計画に含まれる全てのワクチンによってカバーされている対象人口の割合 3.b.2 薬学研究や基礎的保健部門への純ODAの合計値 3.b.3 持続可能な水準で、関連必須医薬品コアセットが入手可能かつその価格が手頃である保健施設の割合
3.c 開発途上国、特に後開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる	3.c.1 医療従事者の密度と分布
3.d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	3.d.1 国際保健規則（IHR）キャパシティと健康危機への備え 3.d.2 選択抗菌薬耐性生物による血流感染の割合を減少させる

- 国際機関への報告（国際機関のウェブサイトへの掲載）及び国内のウェブサイトへの掲載を行う指標
- 作成方法の確定や値の算出の検討を継続する指標
- 国連によって公表された定義から我が国がターゲットの進捗の測定の対象外であると推測される指標等

SDGグローバル指標の整備状況

- 総務省は、一部の指標を除き、原則として全ての指標に関連する政策府省を特定しつつ、データを提供可能な府省の調整を図り、作成方法等の合意形成のための橋渡しを行っている。作成方法等は、政府のSDGs推進本部の下に開催されるSDGs推進本部幹事会に諮り、全府省の合意を得た上で、外務省ホームページ（JAPAN SDGs Action Platform）に公表している。
- 全247指標からなるSDGグローバル指標のうち、**2019年8月に125指標をはじめ公表して以来、2020年3月に2指標、2021年4月に11指標、2021年7月に7指標を追加公表し、現在、145指標（重複除くと137指標）が外務省ホームページで公表済み**となっている。

＜内閣官房・外務省の会議＞



JAPAN SDGs Action Platform: SDGグローバル指標
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html> 4

SDGグローバル指標における観測データ活用への期待

- 持続可能な開発目標には、地球観測を含む幅広いデータの活用を追求するために、官民連携の拡大を促進する旨の記述があるところ。これを受け、現在、我が国においても、観測データも含めたSDG指標の算出に向けた検討を進めている。今後、このような取組によるモニタリングの一層の充実が期待される。
- 国連統計委員会及びその下の実務者会合で策定されるSDGグローバル指標の中には、地球観測を始めとした地球規模のデータを用いることが前提となっているものもあるが、既存の統計ほど算出方法の標準化がなされているわけではない。また、COVID-19の影響から新しい統計調査を行うことが困難である今日、地球規模のデータへの期待は更に大きくなっているものと考えられる。

■持続可能な開発目標（仮訳）抜粋

- 7.4 a. これらのプロセスは、自主的で、国主導であり、多様な国の現実、能力、開発レベルを考慮し、政策スペースと優先事項を尊重する。国家のオーナーシップは、持続可能な開発を達成するための鍵である。よって、グローバル・レビューが各国の公的データ・ソースを基に行われることを踏まえ、国家レベルのプロセスによる成果は、地域及び全世界レベルでのレビューのための土台となるものである。
- 7.5. **（指標）目標とターゲットは、グローバルな指標によってフォローアップされる。これらは、国レベルや全世界レベルでのベースライン・データの欠如を埋める取組とともに、各国や地域レベルで策定される指標によって補完されるものである。** 国連統計委員会の下に設けられた「SDG指標に関する機関間専門家グループ（IAEG）」が策定するグローバル指標の枠組みは、2016年3月に国連統計委員会で合意され、既存のマネートに基づき国連経済社会理事会及び総会で採択される。この枠組みは、実施手段を含むすべての目標とターゲットに対応したもので、SDGsに込められた政治的なバランス、野心のレベルを適切に反映したシンプルでありながらも妥協のないものである。
- 7.6. **（能力開発）**我々は、開発途上国、とりわけアフリカ諸国、後開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国に対し、**高品質で、時宜を得た、細分化されたデータへのアクセスを確実にするため、統計局及びデータ・システムの能力強化のための支援を行う。** 我々は、**地球観測**や地理空間情報等を含む幅広いデータの活用を追求するために、各国のオーナーシップを前提としつつ、支援と進捗管理における透明性と説明責任を明確にした形で官民連携の拡大を促進する。

観測データを用いたSDG指標の具体例

15 陸の豊かさ
を
まもろう



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- ゴール15の指標のうち、観測データが活用可能と思われる指標は**指標15.1.1、指標15.3.1及び指標15.4.2**となっている。このうち、我が国では、15.1.1が公表済みであった（令和元年度末時点）。
- 指標15.1.1は、我が国では、林野庁が所管する国有林については林野庁が、民有林については都道府県が、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画策定時の資料（森林簿等）を基本として集計したものを、林野庁がとりまとめている。

ターゲット	指標					
15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	15.1.1 土地全体に対する森林の割合	<table border="1"> <tr> <th>2012</th> <th>2017</th> </tr> <tr> <td>68.5%</td> <td>68.4%</td> </tr> </table>	2012	2017	68.5%	68.4%
	2012	2017				
	68.5%	68.4%				
15.1.2 陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所のうち保護区で網羅されている割合（保護地域、生態系のタイプ別）	<table border="1"> <tr> <th>2019</th> </tr> <tr> <td>陸生の生物多様性に重要な場所</td> <td>58.9%</td> </tr> <tr> <td>淡水性の生物多様性に重要な場所</td> <td>43.7%</td> </tr> </table>	2019	陸生の生物多様性に重要な場所	58.9%	淡水性の生物多様性に重要な場所	43.7%
2019						
陸生の生物多様性に重要な場所	58.9%					
淡水性の生物多様性に重要な場所	43.7%					
15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。	15.3.1 土地全体のうち劣化した土地の割合	衛星画像を用いたデータの検証を予定。				
15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。	15.4.1 山地生物多様性のための重要な場所に占める保全された地域の範囲	<table border="1"> <tr> <th>2019</th> </tr> <tr> <td>67%</td> </tr> </table>	2019	67%		
	2019					
67%						
	15.4.2 山地グリーンカバー指数	衛星画像を用いたデータの算出を宇宙航空研究開発機構（JAXA）が実施				

観測データ活用検証WGにて算出方法等を検証

観測データ活用検証WGの設置による検証

- 指標15.4.2（山地グリーンカバー指数：山地の総表面に対する植生被覆の割合）については、国連食糧農業機関（FAO）が衛星データから作成された全球土地被覆データを用いて各国の算出値を試算し、各国に検証を求めていた。
- ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議の下に設置した観測データ活用検証WGでは、これまでに3回の会合を開催し、我が国が保有するデータを用いたJAXAによる算出結果について、横断型基幹科学技術研究団体連合から推薦いただいた研究者や関係府省の協力を得て、FAO試算値との突合による精度検証を行った。検証結果はレポートにまとめ、本年6月に開催されたSDGs推進本部幹事会へ報告を行った。

持続可能な開発目標（SDGs）推進本部
本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官、外務大臣
本部長：他の全ての国務大臣

持続可能な開発目標（SDGs）推進本部幹事会
議長：内閣官房副長官補（外政担当）
議長代理：内閣官房副長官補（内政担当）
副議長：外務省地球規模課題審議官
構成員：各府省部局長級

検証レポートを提示

総務省政策統括官（統計制度担当）室

ビッグデータ連携会議

観測データ活用
検証WG

研究者を推薦

横断型基幹科学技術研究団体連合（横幹連合）とは

文理にまたがる43（設立時）の学会が、自然科学とならぶ技術の基礎である「基幹科学」の発展と振興をめざして大同団結したもので、限りなくタテに細分化されつつある科学技術の現実の姿に対して、「横」の軸の重要性を訴え、それを強化するためのさまざまな活動を行うこととしている。

加盟学会（35）

応用統計学会/形の科学会/一般社団法人経営情報学会/計測自動制御学会/研究・イノベーション学会/行動経済学会/国際戦略経営研究学会/一般社団法人システム制御情報学会/社会情報学会/商品開発・管理学会/スケジューリング学会/日本MOT学会/一般社団法人日本応用数理学会/公益社団法人日本オペレーションズ・リサーチ学会/一般社団法人日本開発工学会/日本感性工学会/公益社団法人日本経営工学会/日本経営システム学会/日本計算工学会/NPO法人日本シミュレーション&ゲーミング学会/一般社団法人日本シミュレーション学会/日本情報経営学会/日本信頼性学会/公益社団法人日本生体医工学会/公益社団法人日本生物工学会/日本知能情報フアジ学会/一般社団法人日本デザイン学会/一般社団法人日本統計学会/一般社団法人日本人間工学会/日本バーチャルリアリティ学会/日本バイオフィードバック学会/一般社団法人日本品質管理学会/日本リアルオブション学会/一般社団法人日本リモートセンシング学会/日本ロボット学会

SDGグローバル指標15.4.2の検証結果

- FAOから示されていたメタデータ（算出方法）では、「湿地」が植生として定義されていなかった一方、JAXAによる算出において「湿地」を植生として定義し直すことで、FAO試算値と同様の結果を得た。この結果をFAOにフィードバックしたところ、メタデータの定義が誤りであることが判明し、メタデータが改定され、「湿地」が植生として定義されることとなった。
- 検証の結果、FAO試算値のうち、我が国における保有面積の小さなKapos山地分類（Kapos 2、Kapos 3及びKapos 4）について、FAO試算値が過大※となっていると判断された。
 - ※ JAXAによる算出に当たり、土地被覆データは解像度100mのものを利用した。
 - ※ 我が国ではKapos2に該当するものは富士山山頂付近であるが、この場所はほとんど裸地であるにもかかわらず、FAO試算値のグリーンカバー指数は86.67%（2015年）とされており、「農地」が存在するとされていた。

【指標15.4.2の算出値】

Kapos山地分類	土地被覆データ 解像度	2010年	2015年	2020年
Kapos 2: 標高3,500-4,500m	100m	0.0%	0.0%	0.0%
Kapos 3: 標高2,500-3,500m		14.3%	32.4%	24.6%
Kapos 4: 標高1,500-2,500m 及び 傾斜> 2		85.9%	96.5%	94.7%
Kapos 5: 標高1,000-1,500m 及び 傾斜> 5 または 局所起伏幅> 300m		98.9%	99.4%	99.4%
Kapos 6: 標高300-1,000m 及び 局所起伏幅> 300m		99.2%	99.1%	98.7%
全体		98.4%	98.9%	98.5%
FAO試算値（全体）	300m	99.38%	99.23%	99.23%

➡ 検証レポートは総務省ホームページ（ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議）へ、算出値は外務省ホームページ（JAPAN SDGs Action Platform）へ公表

8

現在検証に取り組んでいるSDGグローバル指標

指標11.3.1の意味

指標11.3.1（人口増加率と土地利用率の比率）はターゲット11.3の進捗をモニタリングするための指標として設定されている。

ターゲット11.3：2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

世界的に、今日の土地被覆は、主に人間による直接利用によって変化している。すなわち、農業と畜産、森林の伐採と管理、都市と郊外の建設と開発である。世界の多くの都市の決定的な特徴は、公式の行政区域をはるかに越えて外に向かって拡大していることであり、主に自動車の使用、不十分な都市及び地域計画、土地投機によって促進されている。先進国及び開発途上国両方の都市の大部分は、利用を郊外へ拡大するという様式を有しており、それはしばしばさらに周辺部まで拡大する。120都市を対象とした世界的な調査によると、都市の土地被覆は平均して都市人口の3倍以上に増加している。国レベルでの同様の研究では、3～5倍の差が示された場合もある。土地利用の増加を効果的にモニタリングするためには、既存の土地利用被覆に関する情報だけでなく、増加する人口の需要及び景観を形成する自然の力両方から生じる土地利用の動態をモニタリングする能力も必要である。（以下略）

算出方法

人口増加率に対する土地利用率（LCRPGR）の比率は、次の数式を使用して計算される。

$$\text{人口増加率に対する土地利用率（LCRPGR）} = \frac{\text{土地利用率（LCR）}}{\text{人口増加率（PGR）}}$$

データソース

この指標に必要な人口データは、国家統計局やUNDESAから入手できるほか、多時期グリッド世界人口データセットからも入手可能。市街地のデータは、ランドサットとセンチネルのミッションによる中・高解像度の衛星画像を用いて、ほとんどの国と都市について作成することができる。地球観測ミッションの豊富なりポジトリア、非常に高解像度の画像を提供する商用プロバイダーと提携しているいくつかの国では、より高解像度のデータを利用できる。この指標の他のデータソースには、都市計画当局や地球観測分野で活動している組織によって作成されたグローバルレベルでの建築面積に関する多時期分析データベースがある。

9

行政記録情報等及び民間企業が保有する ビッグデータ等の活用

令和3年8月
総務省政策統括官(統計制度担当)

行政記録情報等の統計作成への 活用状況について

I 行政記録情報等の統計作成への活用状況

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）においては、行政記録情報等の公的統計への活用の一環として、行政記録情報等の統計作成への活用実態を定期的に把握し、各府省に提供することが求められている。
- これを踏まえ、総務省政策統括官（統計制度担当）において、各府省等の協力を得て、行政記録情報等を用いて経常的に作成されている統計や、統計調査における行政記録情報等の活用状況の実態を取りまとめている。
- これらの結果は、総務省ホームページにて公表している。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/seibi.htm

(注)「行政記録情報等」とは、国の行政機関が保有する各種行政記録情報（統計調査によって得られた情報を除く。）や地方公共団体が保有する業務記録情報を指す。具体的には、個別の法令の規定に基づいて為される申請、届出、登録、報告等によって得られる情報や、日々の業務活動（統計調査を除く。）を通じて収集・蓄積される情報が該当する。

2

I 行政記録情報等の統計作成への活用状況

(把握内容)

I 行政記録情報等を用いて経常的に作成されている統計（業務統計）の概要	II 行政記録情報等を活用している統計調査
<ul style="list-style-type: none"> (1) 政府統計コード (2) 統計の名称 (3) 作成機関・部局課名 (4) 作成目的 (5) 作成開始年・年度 (6) 作成周期 (7) 公表方法 (公表月、HP掲載URL、e-Statへの掲載の有無、e-Statの掲載状況、その他) (8) 主な集計事項・作成指標 (9) 業務統計の作成に活用されている行政記録情報等及びその収集等に関する根拠規定 (10) 備考 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 行政記録情報等を活用している統計調査（政府統計コード、統計調査名、調査実施機関） (2) 活用している行政記録情報等の概要（行政記録情報等の名称、当該情報等の収集、作成又は整備に関する主な根拠規定、保有機関名、備考） (3) 統計調査への活用開始時期 (4) 統計調査に活用する際の形態（母集団情報の整備、調査事項の代替、欠測値補完、審査での活用等、具体的な活用方法） (5) 調査事項の代替による効果（代替できた調査項目数、報告者数） (6) 活用条件、活用に当たっての制約・留意点

3

2 業務統計の作成状況等

(令和2年度統計法施行状況報告p141～)

○ 令和2年12月末現在で、行政記録情報等を用いて経常的に作成されている統計（業務統計）として各府省等から報告があったものは、以下のとおり

府省等	件数	例		件数	例
内閣官房	14(1)	一般職国家公務員在職状況統計表（人事統計報告）等	財務省	37	財政統計 等
人事院	14(1)	国家公務員給与等実態調査 等	文部科学省	31	公立学校施設実態調査 等
内閣府	6	児童手当事業年報 等	厚生労働省	88	医師・歯科医師・薬剤師統計 等
警察庁	2	犯罪統計 等	農林水産省	37	農業協同組合等現在数統計 等
消費者庁	9	地方消費者行政の現況調査 等	経済産業省	15(4)	石油備蓄の現況 等
総務省	62	住民基本台帳人口移動報告 等	国土交通省	30	道路統計調査 等
法務省	15	出入国管理統計 等	環境省	26(4)	騒音規制法施行状況調査 等
外務省	4	海外邦人援護統計 等	防衛省	13	自衛官の定員および現員 等
			計	398(5)	

4

3 行政記録情報等を活用している統計調査

(令和2年度統計法施行状況報告p143～)

○ 統計調査の実施にあたり、母集団情報の整備や調査事項の代替など、行政記録情報等を活用している事例として各府省等から報告があったものは、以下のとおり

	統計調査数			
		うち 母集団情報の整備	うち 調査事項の代替	うち 欠測値補完、審査での活用
内閣府	5	4	1	0
総務省	7(2)	6(2)	0	1
法務省	1	1	0	0
財務省	3	3	0	1
文部科学省	1	1	0	0
厚生労働省	27	16	12	3
農林水産省	11	8	6	0
経済産業省	11(2)	11(2)	2	0
国土交通省	33	31	13	0
環境省	5	4	1	0
計	102(2)	83(2)	35	5

(注1) ()内の数値は、共管統計（複数の府省が共同で作成する統計）の数であり、共管統計は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 統計調査の件数は、統計法に基づく統計調査の承認単位で計上している。

(注3) 内数については、行政記録情報等の活用形態で1件と計上しているため、内数を単純合計しても、統計調査数と一致しない。

5

3 行政記録情報等を活用している統計調査

(令和2年度統計法施行状況報告p143～)

(参考) 統計調査における行政記録情報等の活用形態

【母集団情報の整備】

例1:

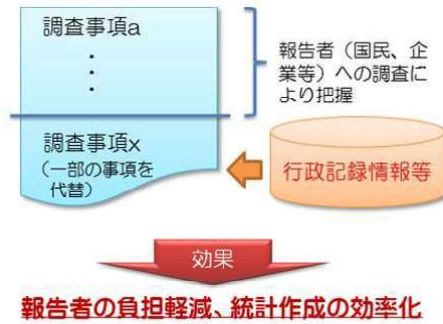


例2:



【調査事項の代替】

例3:



6

3 行政記録情報等を活用している統計調査

(1) 母集団情報の整備

行政記録情報等の名称	統計調査名	根拠規定	具体的な活用方法	備考
住民基本台帳	家計消費状況調査等	住民基本台帳法	調査対象の抽出、調査対象世帯名簿の作成	・閲覧手続や閲覧期間等が自治体によって異なるため、事務手続きが煩雑となるほか、閲覧に手数料を要する場合がある。 ・調査対象市区町村とは申請前に調整を実施
建設業許可データ、建設業者名簿	法人土地・建物基本調査等	建設業法	母集団情報の整備	
労働保険関係成立届	経済センサス-活動調査	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	調査対象名簿の作成の際に労働保険データを活用	・同届は、事業単位で届け出ることになっているため、「事業所」単位のデータを作成することが必要となる場合がある
自動車登録ファイル等	自動車輸送統計調査等	道路運送車両法	自動車登録ファイルを用いて調査対象を抽出	

7

3 行政記録情報等を活用している統計調査

(2) 調査事項の代替

行政記録情報等の名称	統計調査名	根拠法令	具体的な活用方法	備考
出生の届書等	人口動態調査	戸籍法等	出生等の届書の情報を基に調査票を作成	・戸籍法に基づく各届書に、人口動態調査に利用することを明記
医療施設の開設等の届出	医療施設調査	医療法等	届出情報を基に都道府県等において調査票を作成	
農業生産法人、認定農業者等に関する行政記録情報	農林業センサス	農地法等	調査事項の一部代替	
建築着工等届出	建築着工統計調査	建築基準法	届出情報を基に調査票を作成	・建築基準法第15条第2項第4項において、都道府県知事は届出を基に建築統計を作成することが規定
輸出入申告情報	港湾調査	関税法等	調査事項の一部代替及び内容確認	・事前に報告者の同意を得るとともに、経費負担が必要

8

3 行政記録情報等を活用している統計調査

(3) 欠測値補完、審査での活用等

行政記録情報等の名称	統計調査名	根拠法令	具体的な活用方法	活用にあたっての留意点
住民基本台帳	国勢調査	住民基本台帳法	氏名等の調査事項に空欄があった場合に活用	・個人情報保護条例による手続等が必要となる場合がある
有価証券報告書	法人企業統計調査	金融商品取引法	提出された調査票の数値チェック等に活用	・年次別調査において活用（四半期報告書は連結情報のための）
雇用保険適用事業所設置届等	毎月勤労統計調査	雇用保険法施行規則	母集団労働者数の補正に活用	

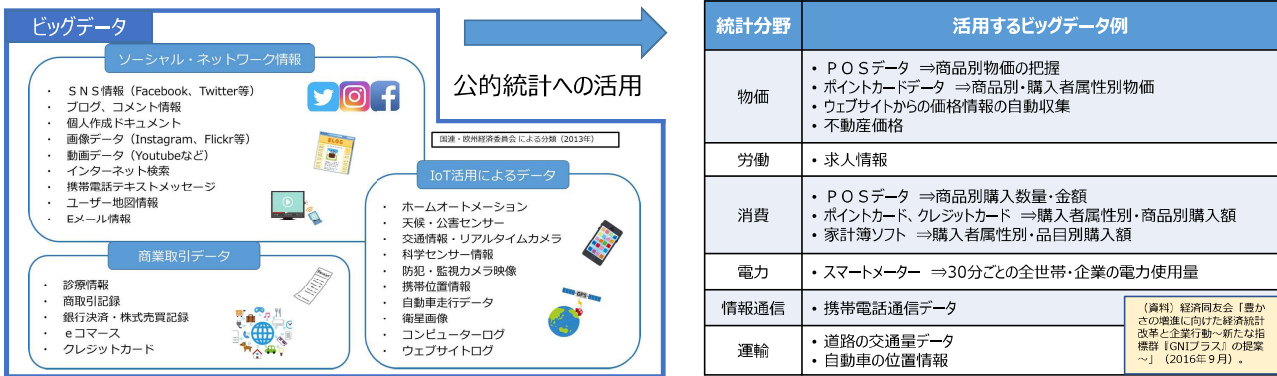
9

ビッグデータ等の活用に係る検討状況

「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」の概要

趣旨

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）を踏まえ、ビッグデータ（以下「BD」という。）等の活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録情報等を含む。以下同じ。）を選定して、関係者の協力を得て集中的に協議することにより、利活用上の各種課題の解決や優良事例等を積み上げて公表するなどし、各府省、地方公共団体、民間企業等におけるデータ等の相互利活用を推進する。



構成員

- 高橋 大志 慶應義塾大学大学院教授（座長）
 庄司 昌彦 武蔵大学教授
 田原 健吾 日本経済研究センター主任研究員
 水野 貴之 国立情報学研究所准教授
- （民間）
 大西 浩史 日本データマネジメント・コンソーシアム（JDMC）理事 兼 事務局長

開催実績

- 第1回（H30.5.23）BDの利活用に向けて
- 第2回（H30.6.27）労働市場の転職時賃金情報の活用（R社）
- 第3回（H30.7.25）携帯GPSを活用した流動人口把握（A社）
- 第4回（H30.10.4）民間企業のエリアマーケティング活動におけるBD活用（Z社）
- 第5回（H30.12.5）PT調査でのBD活用（国交省）、CTIでのBD活用（統計局）
- 第6回（R1.5.22）流動人口検証WG報告、商業動態統計試験調査（経産省）
- 第7回（R1.7.31）電力データ活用の取組み（G組合・A区）、労働BD活用（R社）
- 第8回（R1.11.13）CPIへのウェブスクレイピングの活用（総務省）
- 第9回（R2.2.26）自治体都市開発におけるビッグデータ活用の取組（K市・Y社）
- 第10回（R2.9.30）地球観測データを活用したSDGsの算出（JAXA）、活用事例整理
- 第11回（R2.12.23）観測データWG報告、労働BD利活用（R社）
- 第12回（R3.03.10）位置情報による経済活動のナウキャスト（N銀）、観測データWG報告
- 第13回（R3.06.30）データマネジメントの重要性（JDMC）、損害保険に関するBDの活用（MS社）

公的統計へのビッグデータの更なる活用に向けて BD連携会議での事例整理①

令和2年12月23日 ビッグデータ連携会議決定

目的 「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」で紹介された、ビッグデータの利活用における先進事例を通じて明らかとなった、ビッグデータの活用法やメリット、課題とその解決事例、及び今後対応していく方向性など、関係者において共有することが有用である内容を整理し、公的統計へのビッグデータ利活用の促進を図る。

	ビッグデータ活用のメリット	活用事例 (*は研究段階のもの)
(1) 既存統計の補完	(1)-①. 速報性 速報性を有するオルタナティブデータを活用することにより、社会経済の変動を適時に把握し、必要な対策をより早期にとることが可能となるほか、市場へのインパクトが分散されること等も期待。	総務省が参考公表を行っている 消費動向指数 (CTI) * では、POSデータ等を活用し、速報性に優れた指標を開発中。
	(1)-②. 詳細化 ビッグデータを活用して公的統計の内訳を明示することにより、より詳細な分析に基づいた対策の検討や、既存統計が社会環境の変化へ適用できているかの検証を行うことができる。	国土交通省が平成30年に実施した 東京都市圏パーソントリップ調査 では、調査結果から得られた地域別のトリップ数（移動した回数）をベンチマークとし、携帯基地局情報から作成した内訳比率を活用し、より詳細な地域単位でのトリップ数の推計を試みている。
	(1)-③. カバレッジ拡大 ネット販売の拡大により調査票による従来手法の統計作成では補足できないデータが増加しているが、網羅的にウェブデータを収集することによりデータのカバレッジを拡大し、統計精度を向上させることが期待。	総務省の 消費者物価指数 (CPI) では、ネット販売が主流の「外国バック旅行費」「航空運賃」「宿泊料」について、ウェブスクレイピング（ウェブ上の情報を自動的に収集・保存する技術）による高頻度かつ大量の価格収集を行い、統計の精度向上を進めている。
	(1)-④. 新指標作成 統計を補完するためには、直接的なデータのみでなく全く別の視点から抽出したデータによる擬似的な指標の作成や、複数のデータを組み合わせて新たな統計を作成することも有効であると考えられ、試行や研究が進められている。	経済産業省では、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア等の小売各業態のPOSデータの活用により、消費者心理を捉える指標（ METI×NOMURAコンシューマセンチメントインデックス* ）のほか、週次×地域×商品別の販売動向を把握することが可能な指標（ METI POS小売販売額指標 [ミクロ] * ）の開発を行い、「BigData-STATSダッシュボード (β版)」で公表*を行っている。 ※ METI×NOMURAコンシューマセンチメントインデックスは2021年6月末をもって公開終了。
(2) 報告者負担の軽減 統計調査においては、調査員の不足や報告者の負担軽減などへの対応とともに、データを収集・集計する行政側での業務負担の軽減が求められており、ビッグデータの活用はこれを解決する有力な手段としても期待。	総務省の 消費者物価指数 (CPI) におけるウェブスクレイピングによる自動的な価格収集や、経済産業省の 商業動態統計調査 におけるPOSデータの活用による家電大型専門店に関する調査の代替により、報告者負担・業務負担の軽減を実現。	

12

公的統計へのビッグデータの更なる活用に向けて BD連携会議での事例整理②

ビッグデータ活用における課題	解決方法・取組の方向性
(1) ビッグデータが有する偏り等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ビッグデータの公的統計への利活用に当たっては、データの偏りの把握、精度の検証、公的統計との整合性を勘案したデータ選定など、ビッグデータ自体の特性を十分に把握した上で検討を進めることが必要。 ○データ提供者側からデータの特徴（データソース、作成プロセス、提供データの精度や偏り、利活用実績等）を開示していただけるよう、行政側としてチェックリストを整備し、その活用を働きかけていく取組も必要。
(2) 安定的・継続的な民間データの提供	
(2)-① データ取扱いのルール設定のための標準規約の整備	○信頼関係の構築には、オフィシャルな関係作りとともに、信頼関係に基づく担当者間での密な連携が欠かせない。目的・対象データ・使用期間などの標準項目を設定した 標準的な規約のひな形を整備し、締結の実績を蓄積していくことは有効 。
(2)-② データ提供者へのインセンティブの付与	○提供者へのインセンティブとして、データ提供の対価を支払うことが挙げられるが、研究機関では、対価としてデータ分析結果や研究レポートの発行など、データの品質を保証することで無償提供を受けている事例もある。 提供者側のインセンティブも考慮しつつ、官民でWin-Winの関係を構築する必要がある 。
(2)-③ データ提供が中断するリスクへの対応	○企業の経営方針の変更や倒産などにより、継続的なデータ提供を受けられなくなる可能性がある。また、データ購入に当たり、購入価格の上昇や入札による提供元の変更などにより、 統計の継続性の確保が困難になるリスク がある。 事態発生時の対応を事前に検討しておく必要がある 。
(3) 人材育成と体制整備	○会議で紹介された事例では、業務の品質を確保するため、 組織的な人材育成・確保やノウハウの蓄積・継承 が行われているが、民間との人材交流を行うことにより、官民の信頼関係の醸成や人脈作りにつながることを期待される。 民間人材の行政における活用のみならず、行政職員の研究機関等への出向も有効 。
(4) システム・技術の整備	○会議で紹介された事例はデータ処理に特化したものであったが、DXの時流に沿って全体最適のシステムとするためには、 プロセス全体を見据えたトータルなシステム構築の観点も重要 である。また、ウェブ掲載データ・フォーマット等の標準化を進めることで、社会全体として効率的なデータエコシステムの構築につながる。
(5) その他（情報保護、法令関係など）	<ul style="list-style-type: none"> ○民間企業が安心してデータを提供できるよう、データの流通環境を整備する必要がある。また、個人情報については、データ提供者による担保のほか、その取扱いに関する社会的なコンセンサスの確立を図る必要がある。 ○ビッグデータの利活用環境や技術の発展・変化に合わせ、公的制度におけるビッグデータの位置付けの整理を進めることも重要。

13

総務省におけるビッグデータの活用に係る取組

総務省政策統括官（統計制度担当）では、「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」における優良事例の共有等の取組に加え、現在、ビッグデータの活用に係る以下の取組を実施している。

- ① **流動人口データを活用した統計調査の補完可能性の検討**（平成30年度～）
メッシュ型流動人口データを活用し、観光関連の統計調査との比較シミュレーションを実施。
- ② **労働ビッグデータの統計的利活用に関する研究**（令和元年度～）
労働ビッグデータを活用し、転職時の賃金変動状況の予測について研究。
- ③ **地球観測衛星データを活用したSDG指標に関する検証**（令和2年度～）
地球観測衛星データを活用し、SDG指標15.4.2（山地グリーンカバー指数）及び11.3.1（人口増加率と土地利用率の比率）について試算・検証。
- ④ **ビッグデータ等を活用した統計作成の推進に向けた調査研究**（令和3年度）
各国の統計機構におけるビッグデータ等の利活用事例を網羅的に整理。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に活用されるようになったデータや事例の洗い出し等を実施。

（※）なお、これまでの取組も踏まえ、令和4年度以降、ビッグデータ等の活用事例に関する情報を一元的に集約・提供し、ビッグデータ等の利活用に携わる関係者を結びつけるプラットフォームとなる「ビッグデータ・ポータル（仮称）」を構築する方向で検討を進めている。

参考

ビッグデータの公的統計への利活用事例等（詳細）について①

分野	物産	消費	商業	交通
公的統計	消費者物価指数 (CPI)	消費動向指数 (CTI)	商業動態統計 (家電大型専門店分野)	パーソントリップ(PT)調査
ビッグデータ	WEB掲載価格データ	POSデータ・クレジットカード等	POSデータ	携帯基地局情報
統計の目的	全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定する。家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によって、どう変化するかを指数値で示したもので、毎月作成。指数計算に採用している各品目のウェイトは家計調査の結果等に基づいている。毎月の品目価格は小売物価統計調査によって得られる。	家計調査の結果を補完し、消費全般の動向を捉える分析用のデータとして開発中の参考指標。家計消費指数を吸収するとともに、単身世帯を含む当月の世帯の平均的な消費(CTIマイクロ)。家計最終消費支出の総額の動向(CTIマクロ)を推計している。	全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的として実施。全国の卸売・小売事業所を対象として、商品販売額、販売先別商品販売額、月末従業員数、期末商品手持額等を調査している。	都市における人の移動に着目した調査。世帯や個人属性に関する情報と1日の移動をセットで尋ねることで、「どのような人が、どのような目的で、どこからどこへ、どのような時間帯に、どのような交通手段で」移動しているかを把握することが可能で、都市交通の現状の把握、将来交通需要の予測、都市交通マスタープランの作成等、都市交通に関する計画等を策定する上で基礎資料とすることを目的としている。
データの収集方法	WEBにおける公表情報をスクレイピングにより収集。	消費動向指数研究協議会を通して、POSデータ保有企業、クレジット・カード会社等から提供。	POSデータを収集・分析するマーケティングリサーチ(MR)会社における加工を経て、情報を収集。	携帯キャリア会社から提供。
概況【背景】	【背景】統計改革の基本方針等において、インターネット販売価格の更なる捕捉に向けた検討を行うとの提言がなされたことを受け、CPIにおけるインターネット価格のより精緻な把握に向けた検討を開始。	【背景】消費全体の動向を、マクロ、ミクロの両面から捉える、速報性を備えた包括的な消費関連指標の在り方について検討することを目的として、総務大臣主催の「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」を開催し、消費動向指数を開発。	【背景】BDを活用した新指標の開発に向けて調査研究を進める中で、公的統計へのBD活用が統計改革の基本方針、第三期基本計画に明記されたことも踏まえ、BDを活用した商業動態統計の実施に向け検討を開始。	【背景】1970年代以降、PT調査の実施とこれに基づく総合都市交通計画の立案が継続的に行われて、科学的な分析結果に裏打ちされた都市交通施策の推進に大きく寄与してきた。一方で、①近年の自身体における都市交通上の課題として「短中期的・ミクロな交通政策」までニーズが拡大したこと、②全国あらゆる場所で、24時間365日データが蓄積される交通系ビッグデータが登場したこと、など状況が変化してきたことを受け、PT調査へのビッグデータ活用の検討を開始。
概況【現状】	【現状】有識者を交えた「物価指数研究会」の検討、平成30年度統計法施行状況に関する審議を経て、旅行サービス3品目について、消費者物価指数2020年基準の2020年1月分からウェブスクレイピングの実運用を開始。現行の2015年基準は2021年12月分公表迄であり、現行と並行して進めていく予定。	【現状】消費動向指数研究協議会を設立後、消費動向指数の研究を継続的に実施し、既存統計をデータソースとした消費動向指数(CTI)を開発し、平成30年1月分から参考指標として公表開始。今後、研究分析・検証を得た後、ビッグデータを順次活用する予定。	【現状】2018年に試験調査を実施し一定の目的が立ったため、2020年より本格的に実施。BDを活用するかどうかは企業の意向次第（調査票記入とPOSデータの活用の選択制）。	【現状】PT調査データとビッグデータを組み合わせ、それぞれの強みを生かすことのできる総合交通調査体系の構築を目指す一環として、「総合都市交通体系調査におけるビッグデータ活用の手引き」を作成。H30年の東京都PT調査でも本手引きを活用し、調査設計・分析等を実施。今後、近畿圏PT調査・中京圏PT調査でも活用していく予定。

参考

ビッグデータの公的統計への利活用事例等(詳細)について②

分野	物産	消費	商業	交通
公的統計	消費者物価指数 (CPI)	消費動向指数 (CTI)	商業動態統計 (家電大型専門店分野)	パーソントリップ(PT)調査
ビッグデータ	WEB掲載価格データ	POSデータ・クレジットカード等	POSデータ	携帯基地局情報
メリット	<p>Q WEBスクレイピング技術で大量のネット価格(旅行関係)を取得することによる、CPIの精度向上。</p> <p>B 価格データの整理・提出のために実施されるヒアリングが簡素化される。(webスクレイピング以前は、調査対象企業のHPを自らチェックするだけでなく、企業ヒアリングもしており、企業側でそのヒアリングに対応する作業が少なくなる。)</p> <p>C これまでの目視作業による手法(特定日・時間に職員等が自らHPの価格情報をチェック)から、WEBスクレイピングによる自動的な価格収集になることで、職員による作業が軽減される。 *一方で、収集データの分析作業、データクレンジング、膨大なデータの保管方法等新たなコストも発生。</p>	<p>Q POSデータ等を活用した高精度で消費動向を捉えることのできる速報性の高い指標の構築。 (当面は、CTIマクロにおけるGDP統計の構成要素である家計消費支出の予測精度向上の実現を目指して検討中。)</p> <p>O 民間企業が保有する様々な消費関連情報を活用した消費動向指数の開発について産学官で連携して研究を行い、企業保有情報の適切かつ有効・有益な活用により、我が国の公的統計の改善・高度化、学術研究の発展を推進。</p>	<p>B 家電大型専門店に関する調査をPOSデータで代替すること(MR会社によるPOSデータの調査票情報への変換)による、報告者負担の軽減。</p> <p>O POSデータを統一的に集計することで、それぞれの記入者が異なった分類に記入するといった非標準誤差の縮減につながる。</p>	<p>Q トリップ総量をPT調査、各ゾーンにおけるトリップ目的・トリップ手段に関する比率を携帯基地局データで算出することによる、目的別手段別小ゾーン間ODの推計。</p> <p>B ゾーン単位での適切な目標精度の見極めによるサンプル率の減少(2%→1%)に伴う、報告者数の最適化。</p> <p>C ゾーン単位での適切な目標精度を確保した統計作成の効率化・コスト削減。</p>
課題・取組	<p>【データ選定と対象分野の絞り込み】品質のバラツキを少なくできるため、WEBスクレイピングによる価格収集に馴染む、航空運賃・宿泊費・外国パック旅行を対象とした。</p> <p>【処理方法】各品目別に取得データの拡大に対応した処理方法の決定。 (データの拡大) ・取得間隔: 毎日 ・パラメータ種類(航空運賃): 経路・時間帯・割引プラン(品目別) ・航空運賃は品質の違いは少ない ・宿泊費は品質がバラバラのため、観光統計から宿泊キャパシティが大きい宿を選定 ・外国パック旅行は旅行会社毎に品質差があるが、エアライン・ホテルの水準を合わせて選定</p>	<p>【データ選定と対象分野の絞り込み】CTIマクロの検討に当たって、POSデータ、クレジットカードデータ等を候補として検討中。</p>	<p>【データ選定と対象分野の絞り込み】商業動態統計の対象業種のうち、商品・店舗(企業のみならず事業所も含む)に関して網羅的なデータが既に把握されており、かつ当該データの活用がビジネスとして確立している、家電大型専門店分野を対象とした。</p>	<p>【データ選定と対象分野の絞り込み】交通系ICカードから得られるビッグデータなどもあるが、交通手段やエリア的な網羅性が最も高い携帯基地局情報を選択した。調査先は安価で協力してくれることを重視して選定した。</p> <p>【データ特性把握】以下のようなデータ特性を踏まえて、データ利用を行う必要がある。 ・基地局密度の小さいエリアや人口の少ないエリアのデータではデータ数が少なく精度に懸念があったり、個人が特定される恐れがありデータ提供がされない可能性 ・小学生低学年は携帯電話の保有率の低さによるデータ精度の懸念及びデータ入手ができない可能性 ・滞在時間によっては、経由地と目的地の区分けが正確にできない可能性(定義の再検討が必要)</p>

参考

ビッグデータの公的統計への利活用事例等(詳細)について③

分野	物産	消費	商業	交通
公的統計	消費者物価指数 (CPI)	消費動向指数 (CTI)	商業動態統計 (家電大型専門店分野)	パーソントリップ(PT)調査
ビッグデータ	WEB掲載価格データ	POSデータ・クレジットカード等	POSデータ	携帯基地局情報
課題・取組(続き)	<p>【信頼関係】サイト運営者に対しては、丁寧に説明し協力要請。 スクレイピングはサーバーに負荷をかけるため、データ取得の時間帯・頻度・IPアドレスなどを事前に伝達し、許可を得たうえで、サイト運営者から承認を得た方法で実施している。</p> <p>【契約】データ利用に関し、目的外利用禁止を誓約している。</p> <p>【継続性】WEBスクレイピングは高い技術力がなくても実施できるため、対応業者は複数ある。また業者変更になってもデータの継続性は容易に確保できると考えている。</p> <p>【ビジネスモデル】WEBスクレイピングは(サイト運営者のサーバーに負荷はかけるが)公表情報を収集するものであるため、データの取得そのものの購入費等は不要。</p>	<p>【信頼関係】消費動向指数研究協議会の開発に賛同してもらっている企業に、消費動向指数研究協議会に参画してもらっている。同企業に対しては、訪問面談を通じて、最低年1回はデータホルダーと接点を持ち、データ提供者との信頼関係を構築している。</p> <p>【継続性】参画企業に対し、毎月の公表結果をメールにて報告している他、研究の進捗などを定期的に提供。 現在、データの継続的な提供に向けて調整中。</p> <p>【ビジネスモデル】現在は、データホルダー(個別企業等からデータを収集している企業)から、研究のために不定期に無償でデータ提供を受けている。</p>	<p>【信頼関係】報告者(小売企業)に対しては、経産省として足を選び、POSデータの活用による調査方式への協力を依頼している。 *従来調査では、傘下グループ企業がある場合、ホールディング企業が複数企業分をまとめて調査票記入していた例もあり、企業の負担が大きかったが、POSデータ活用によるそれらの作業が軽減するため、協力を受けやすかった。</p> <p>【継続性】ビッグデータ活用に関する作業をすべて委託研究で実施。 委託研究は競争入札となり、入手されるデータの信頼性や精度にバラツキがでる可能性がある。 (そのため、総数把握には使用せず、計画基本ゾーン等内の比率設定に使用するなど、当該データの特性を前提とした活用方法としている。)</p> <p>【ビジネスモデル】MR会社における家電量販店POSデータの収集・分析業務は、従来より家電メーカーなどを顧客としたビジネスモデルが確立されている。 今回はMR会社に対して代替集計業務を委託するものである。</p> <p>【ビジネスモデル】調査委託先でのBDの調達コストが上昇する可能性が高く、今後も適切な予算を確保することが課題となる。</p>	

参考

ビッグデータの公的統計への利活用事例等(詳細)について④

分野	物産	消費	商業	交通
公的統計	消費者物価指数 (CPI)	消費動向指数 (CTI)	商業動態統計 (家電大型専門店分野)	パーソントリップ(PT)調査
ビッグデータ	WEB掲載価格データ	POSデータ・クレジットカード等	POSデータ	携帯基地局情報
課題・取組(外制・契約)		【個人情報保護】 個人情報保護に関して、協議会で規約を定めて、それに従って企画企業からデータを受領している。	【個別契約】 もともと小売企業とMR企業の間でデータ授受の契約をしておき、その中に経産省への紐づけ集計結果の提供を可能とする覚書を追加した。	【個人情報保護】 データホルダーは個人情報保護法に則り、必要に応じて利用者に許諾を取る必要がある。
課題・取組(続き)	【統計法】 今回のようなデータの収集方法と統計法上の取扱いについて整理中。 (HP上の公表情報を収集する作業であり、「統計調査」には該当しないものと想定。) ※2020年消費者物価指数の基準改定を踏まえ、小売物価統計調査の調査計画の変更について、統計委員会に諮っている(2020年6月)。		【統計法】 統計法上の「統計調査」と今回のようなデータ収集方法がどのような関係にあるのか、整理に時間を要した。	
運用	【コンピューターシステム】 特別なシステムは構築していないが、品目毎に価格設定ロジックを内製で作り込んでいる。	【コンピューターシステム】 ビッグデータをデータソースとした消費動向指数の開発をセキュアかつ効率的に行うことを目的としたクラウド環境を構築し、運用。データ提供元の利用環境による環境依存性の排除が課題。	【コンピューターシステム】 特別なシステムは構築していない。 *これまでと同項目の調査票情報を併介するMR会社へ集計・提出してもらうものであり、省内のインターフェースを変更する必要はない。	【コンピューターシステム】 特別なシステムは構築していない。
課題・取組(続き)	【運用体制】 データ収集等作業は業務委託。 (これにより、土日祝日における収集作業等も可能。)	【データ提供】 特定のデータだけに依存しない方針の検討	【データ公開時期】 POSデータの活用によりデータの収集は早められる可能性があるが、提供先企業における財務情報開示のタイミング等の関係から、必ずしも早期に公開できるとは限らない。	
	【データ管理】 データ量が膨大(数十GB/月)なので、統計の基礎データとして管理するには対応の容量のストレージを必要としており、これを継続していくためには予算化が必要。			
	【ノウハウ継承】 スキル/ノウハウが検討担当者に偏在しつつあるため、データサイエンティスト育成の取組とセットでスキル継承を行う取組が必要である。			【人材確保】 データサイエンティスト人材の確保の予定はなく、通例として必要なときに外部委託している。手引き書を作成することにより近畿圏・中京圏等他の主体への展開やスキル継承支援を可能としている。

参考

ビッグデータの公的統計への利活用事例等(詳細)について⑤

分野	物産	消費	商業	交通
公的統計	消費者物価指数 (CPI)	消費動向指数 (CTI)	商業動態統計 (家電大型専門店分野)	パーソントリップ(PT)調査
ビッグデータ	WEB掲載価格データ	POSデータ・クレジットカード等	POSデータ	携帯基地局情報
その他				
検討の仕組み(URL)	物価指数研究会 https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/cpi/index.html	消費動向指数研究協議会	ビッグデータを活用した新指標開発に関する研究会	携帯電話基地局の運用データに基づく人の移動に関する統計情報の交通計画等への適用に関する共同研究
ドキュメント等(URL)	統計委員会(平成30年度統計法施行状況に関する審議結果報告書) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/kikaku/kaiji/02shinji05_02000367.html	協議会規約(個人情報保護) http://www.stat.go.jp/data/cti/pdf/ho20171226.pdf		総合都市交通体系調査におけるビッグデータ活用の手引き https://www.mlit.go.jp/common/001241230.pdf
所管組織	総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室	総務省統計局消費統計課	経済産業省大臣官房調査統計グループ調査分析支援室/サービス動態統計室	国土交通省都市局都市計画課都市計画調査室
BD連携会議*	第8回	第5回	第6回	第5回

(*) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/big_data/index.html

地方公共団体との連携・支援

令和3年8月
総務省政策統括官（統計制度担当）

1 地方公共団体との連携

① 各種会議の開催等

地方公共団体との連携を深めるため、各種会議等を定期的を開催

（総務省）

- 政策統括官（統計制度担当）
 - 都道府県等統計主管課（部）長会議
 - 都道府県統計主管課（部）庶務担当課長補佐等会議
 - ブロック幹事県等統計主管課長会議
 - ブロック別統計主管課長会議
 - 地方統計大会（統計功績者表彰等）への参画
（都道府県が主催して開催する統計大会において、主催者からの依頼を受けて、総務省職員を派遣し、総務大臣祝辞の代読、表彰状の伝達を実施）
- 統計局
 - 全国都道府県統計主管課（部）長会議
 - 政令指定都市統計主管課長会議
 - 各統計調査において、地方別事務打合せ会等、地方公共団体事務担当者と意見交換等を行う会議を開催

（厚生労働省）

- 各統計調査共通で毎年定期的に全国会議を開催し、調査事務・留意点を説明
- 統計調査ごとに必要に応じブロック会議（調査前／調査後）等を行い、調査事務の説明や実施状況を確認

（農林水産省）

- 農林業センサス及び漁業センサスの実施に合わせ全国会議やブロック会議を開催し、調査事務・留意点を説明

1 地方公共団体との連携

②共同研究の実施

(総務省)

統計局統計データ利活用センターを中心として、都道府県や市区町村の政策立案に統計データの利活用を促すための取組を推進。そのひとつとして共同研究を実施

- 和歌山県における空き家分布推定に関する研究（総務省統計局、独立行政法人統計センター、和歌山県、和歌山市及び東京大学との共同研究プロジェクト）
 - 和歌山市が保有する各種公共データと、空き家分布の調査データを活用することで、和歌山市全域の空き家分布状況を迅速、安価に推定するモデルを構築するとともに、同モデルの信頼性の検証を実施
 - ホームページ <https://dtarc.pref.wakayama.jp/543/>

③国・地方間の人事交流の実施

(内閣府)

○地方公共団体から統計部門へ2名(島根県及び北海道より各1名)受け入れ

(総務省)

○統計局において、地方公共団体から統計部門へ3名(千葉県から2名、長崎県から1名)受け入れ、また、地方公共団体統計部門へ2名(千葉県及び長崎県へ各1名)の派遣を実施

2

2 地方公共団体への支援

①技術的な支援や情報提供等(1)

(内閣府)

県民経済計算の作成に係る県市の推計担当者に対して以下を実施

- 全国会議
 - 県民経済計算全国主管課長会議
 - 県民経済計算実務担当者会議
- アドバイザー派遣
 - 有識者や県市担当者から「県民経済計算推計支援アドバイザー」(計14人)を選定し、応募のあった県市(計4県市)に対して、アドバイザーを派遣

(総務省)

統計局において、「地方公共団体における統計(データ)利活用表彰」を実施し、応募のあった取組を基に「統計データ利活用事例集」を作成し様々な方法で地方公共団体に周知・共有

3

2 地方公共団体への支援

① 技術的な支援や情報提供等(2)

(農林水産省)

Web上に掲載する「地域の農業を見て・知って・活かすDB」(※)の活用支援として、県等からの要望に応じて、地方公共団体の職員を対象とした技術指導等を実施

※ 「地域の農業を見て・知って・活かすDB」は、農業集落(全国約15万)を単位として、農林業センサスの結果と各種情報とを組み合わせ、農林水産省が独自に加工・再編集したデータを提供するものであり、地域農業や地域コミュニティについての多角的な分析が可能

- 「地域の農業を見て・知って・活かすDB」 URL
https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/shuraku_data/

なお、今後は2020年農林業センサスデータの追加公開に併せて、地方公共団体への利用普及に向けた情報提供、技術指導や説明会等を実施

4

2 地方公共団体への支援

② 研修の実施

(総務省)

- 政策統括官(統計制度担当)
 - 地方統計職員業務研修(中央研修)
 - 統計データアナライズセミナー(次ページ参照)
- 統計研究研修所
 - 令和2年度 地方公共団体職員の受講実績 3,354名(別紙)
 - (参考)令和元年度 3,221名、平成30年度 2,064名)

③ 要望への対応

(総務省)

統計関係協議会からの要望に対応

都道府県統計連絡協議会、大都市統計協議会、近畿都市統計協議会、東北県都市統計協議会

5

2 地方公共団体への支援

令和2年度統計データアナライズセミナー

- 総務省政策統括官(統計制度担当)と統計研究研修所の共催
- 都道府県統計主管課の職員(計44名)を対象に、統計分析手法を習得させ、分析実習を行うことにより、公的統計データ等の分析結果に基づく地域における政策立案に資することを目的に開催
- オンライン形式
(※例年、東京都で集合形式により開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、オンラインにて開催)
- 内容
 - 実践的な統計分析・演習
 - (1) 講義(約2時間)
 - 統計学の重要性
 - データ分析の流れ 等
 - (2) 演習(約3時間)
 - グループ演習にて分析のステップ(仮説、データ収集、分析、結果報告)を疑似体験

6

2 地方公共団体への支援

④統計業務に関する相談対応等

(総務省)

統計研究研修所において、統計作成支援センター(統計業務相談総合窓口)を設置し、統計業務に関する相談を幅広く受け付けるとともに、外部を含めた専門人材(講師)を派遣し技術支援を実施(令和2年度23件対応)

(主な相談等実績)

- e-Statの活用も含めたデータ分析に係る講師派遣
- アンケート調査実施の際の必要サンプルサイズについての相談
- アンケート調査結果の分析手法に係る相談

7

令和2年度 研修課程別 修了者数

研修名	研修期間(注1)	修了者数		
		都道府県	市区町村	
【オンライン研修】 初めて学ぶ統計	第1回 5月18日～6月12日	290	358	
	第2回 8月17日～9月11日	176	162	
	第3回 11月16日～12月11日	131	193	
	第4回 2月15日～3月12日	63	264	
統計担当者向け入門	11月 【ライブ配信を含む】	9	3	
	2月 【ライブ配信のみ】	5	8	
統計利用の基本	研修所 【ライブ配信を含む】	11	5	
	研修所 【ライブ配信を含む】	5	6	
調査設計の基本	研修所 【ライブ配信を含む】	6	0	
	研修所 【ライブ配信を含む】	4	1	
本科(総合課程)	9月23日～12月18日	146	165	
【オンライン研修】 統計データの活用できるまで ー統計的推測の基礎①ー	第1回 5月25日～6月19日	124	85	
	第2回 8月24日～9月18日	101	101	
	第3回 11月24日～12月18日	47	80	
	第4回 2月22日～3月19日	96	127	
【オンライン研修】 統計データの活用できるまで ー統計的推測の基礎②ー	第1回 6月1日～6月26日	81	47	
	第2回 8月31日～9月25日	84	82	
	第3回 11月30日～12月25日	38	61	
	第4回 3月1日～3月26日	35	7	
分野別研修	国民・県民経済計算【ライブ配信を含む】	8月17日～21日	24	1
産業連関表の作成・分析【ライブ配信のみ】	1月18日～22日	0	5	
社会・人口統計の基本	12月15日～16日	2	5	
人口推計	10月19日～23日	5	17	
GISによる統計活用	12月22日～23日	1	1	
経済統計の基本	10月28日～30日	3	1	
マイクロデータ分析のためのプログラミング ー統計解析ソフトRの利用方法ー	11月26日～27日	9	8	
データサイエンスセミナー ^(注2)	滋賀大学 9月25日	44	0	
統計データアナライズセミナー【ライブ配信のみ】 ^(注2)	3月3日	6	4	
教育関係者向けセミナー ^(注2)	統計研究研修所 8月12日	5	0	
	滋賀大学 8月17日	1,551	1,803	
合計				

注1)「研修期間」欄の4月から12月までは令和2年、1月から3月までは令和3年を示す。
注2)受講者数である。